

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

稲城市は、都心から西南に25km離れて位置している。市内にはJR南武線と京王相模原線の2つの鉄道が走り、自動車では稲城大橋を経由して中央自動車道に接続することができ、都心へのアクセスが良いことに加え、里山が残る緑豊かな風景が広がる一方、ニュータウンの開発や区画整理事業の実施により、住宅の増加や生活利便施設の増加があり、住みやすさも高く評価されており、平成30年4月には人口が9万人を超え、今後もしばらく人口増加が続くことが見込まれている。

稲城市の産業については、大きく分けると、商業・サービス業、工業、建設業、農業の4つに分類される。

商業・サービス業、工業、建設業については、2000近くの事業所があるが、大規模な事業所が少なく、多数の中小規模事業所が各事業に取り組んでいる。

また、農業については、特産品である梨・ぶどうの栽培を中心に、都心まで30分圏内という立地を活かし、都市型農業を確立している。

令和元年経済センサスの結果によれば、稲城市においては平成26年経済センサスの調査から比べて中小企業の従業員数は増加傾向に推移しているものの、さらなる中小企業の成長を後押しするために、中小企業者へ先端設備等の導入を促し、生産性の向上を図ることが求められている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市の更なる経済発展を目指す。これを実現するための目標として、市に存在する多くの事業者に取り組みを広く周知し、1つでも多くの事業者に先端設備等を導入していただくよう努める。具体的には、導入促進基本計画期間内に6件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

稲城市の産業については、商業・サービス業、工業、建設業、農業等と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

稲城市の産業は、市域に万遍なく立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

稲城市の産業については、商業・サービス業、工業、建設業、農業等と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種については、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるもの、市税の滞納があるもの等、市が先端設備等の導入促進にそぐわないと判断したものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。